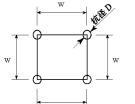
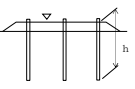
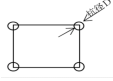
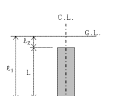
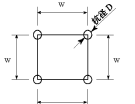
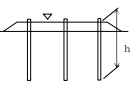
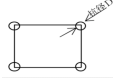
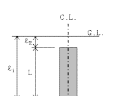


旧（令和7年3月改定版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案)第1編1－1－23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締めめ改良工 (サンドコンパクション パイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は 対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン サンドコンパクション パイルの砂投入量	—	全本数 計量管理にかえることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた 出来形管理要領第8編 (固結工（スラリー攪拌 工）編）（案）」による 管理の場合	基 準 高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯 位置管理表により設計杭芯位置と 施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により 確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打 設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
工 種	種 別	試験 区分	試験 項目		試験 方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績 表等による 確認

新（令和7年10月改定版）											改定理由
土木工事施工管理基準											共通仕様書の本文追加による番号の修正
この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－25「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	改定理由
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7 8		パーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締めめ改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外とする。			ICTIに関する工程拡大
						杭 径 D	設計値以上	ベーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数			
						サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計量管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認			諸基準との整合及びICTIに関する工程拡大
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）			
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）			
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）			
工 種	種 別	試験 区分	試験 項目		試験 方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認	改定理由

旧（令和7年3月改定版）								新（令和7年10月改定版）								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
2セメントコンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬率から採取した試料1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月） 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編（平成24年4月）			2セメントコンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬率から採取した試料1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は打設場所で行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		誤記修正	
3既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	JIS又は設計図書による		○	3既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	JIS又は設計図書による	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 JIS A 5372 JIS A 5373 JIS A 5525	○	適用範囲の明確化
3既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	/	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		3既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	/	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		適用範囲の明確化
3既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	【参考】 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		3既製杭工	施工	必須	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	【参考】 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		適用範囲の明確化
3既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成24年3月） 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		3既製杭工	施工	必須	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成24年3月） 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		適用範囲の明確化
3既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深掘し、その深掘長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深掘試験とすることができる。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成24年3月） 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		3既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深掘し、その深掘長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	・中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深掘試験とすることができる。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成24年3月） 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		適用範囲の明確化
3既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレローリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成24年3月） 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		3既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレローリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成24年3月） 杭基礎施工便覧（平成27年4月）		適用範囲の明確化

旧（令和7年3月改定版）								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい固め定液の圧縮強度試験 JIS A 1108		供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編（平成24年3月）		
2 7覆工コンクリート（N A T M）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108		・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ 7・・・3個、σ 28・・・3個）とする。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編	
3 0路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204		舗装再生便覧参照表-3.2.6路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月） 道路土工-盛土工指針（平成22年4月）	
編	章	節	条	枝番	工 種		写 真 管 理 項 目	摘 要
							撮影項目	撮影頻度[時期]
			9	1				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工（粉末噴射攪拌工）（高圧噴射攪拌工）（スラリー攪拌工）（生石灰パイル工）		位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕
							深度	1施工箇所1回 〔打込前後〕
					ただし、（スラリー攪拌工）において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			

新（令和7年10月改定版）										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	改定理由	
3既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108		供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 【参考】 道路橋示方書・同解説IV下部構造編（平成24年3月）	参考値：20N／mm ²		適用範囲の明確化	
2 7覆工コンクリート（N A T M）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108		1回の試験結果は指定した呼び強度の95％以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ 7・・・3個、σ 28・・・3個）とする。	【参考】 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編		誤記修正
3 0路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204		舗装再生便覧参照表-3.2.9路上で破砕した路盤再生 素材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時	【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月） 道路土工・盛土工指針（平成22年4月）		諸基準類との整合
編	章	節	条	枝番	工 種		写真管理項目		摘 要	改定理由
							撮影項目	撮影頻度[時期]		
3土木工事共通編	2一般施工	4基礎工	4	2	既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）		偏心量(鋼管杭・鋼削杭)	1施工箇所1回 〔打込後〕	新規追加	
							埋入長(鋼管杭・ロッド)	1施工箇所1回 〔打込前〕		
							数量、杭径(ソイルセメント柱径)	全数量 杭頭余盛土の撤去前、杭頭処理後		
							杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕		
3土木工事共通編	2一般施工	7地盤改良工	9	1	固結工（粉末噴射攪拌工）（高圧噴射攪拌工）（スラリー攪拌工）（生石灰パイル工）		位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕		諸基準との整合及びICTに関する工種拡大
							深度	1施工箇所1回 〔打込前後〕		
							ただし、（スラリー攪拌工）において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）・バーカルドレーン編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			